

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容 根拠法令及び条項		<p>広告物協定地区の指定</p> <p>新座市屋外広告物条例第14条</p> <p>一定の区域内の土地、建築物、工作物若しくは広告物若しくは掲出物件の所有者又はこれらを使用する権利を有する者は、当該区域の景観を協力して整備するため広告物又は掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する協定（以下この条において「広告物協定」という。）を締結したときは、市長に対し、広告物協定の内容を証する書面を添えて、当該区域を広告物協定地区として指定するよう申請することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る広告物協定が良好な景観の整備に資すると認めるときは、当該申請に係る区域を広告物協定地区として指定するものとする。</p> <p>3 市長は、前項の規定により広告物協定地区を指定したときは、当該広告物協定地区の区域内の景観を整備するため、当該広告物協定を締結した者に対し、技術的助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。</p>
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
審 査 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難なため)
	参考事項	
	設定等年月日	年 月 日設定 (年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 60日
	設定等年月日	平成22年10月1日設定 (年 月 日最終変更)